

大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、大規模災害においても、福祉避難所が開設でき、地域の支援リソースを最大限活用できるよう、地域内の福祉避難所間による連携体制の構築を図るため、大分県福祉避難所連携体制構築支援事業実施要領(令和7年3月31日伺定。以下「実施要領」という。)に基づき、福祉避難所グループが事業実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 本事業において福祉避難所とは、災害対策基本法施行規則第一条の七の二の規定により市町村長が公示した指定福祉避難所、市町村との協定により確保された協定福祉避難所とする。

(補助対象事業、経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象事業・経費及び補助率は以下のとおりとする。  
 なお、事業実施にあたっては、市町村の関与の下、全ての内容を実施するものとする。

対象事業の内容	対象経費	補助率・限度額
① 事前計画作成	左記の事業を行うために必要となる職員旅費、研修・訓練講師等謝金、資料作成費、物品購入費、会場借上料など	補助率：10/10以内 限度額：50万円
② 開設運営訓練の実施		
③ その他連携強化に必要な事業		

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 構成員一覧(別紙1)及び誓約書(別紙2)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（購入品目・場所・構造・規模の変更以外の変更等）
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減  
ただし、補助金の額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更委の範囲に含まれる。この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

（補助金の交付決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第6号様式）により行うものとする。補助事業変更承認申請があつた場合は補助金交付決定通知書（第6号-1様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第8号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあつた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) 収支精算書（第9号様式）
- (3) 証拠書類の写し
- (4) 事前計画
- (5) 訓練実施報告
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第10号様式）により行うものとする。

（書類の提出部数等）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

（個人情報の保護）

第13条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に使用してはならない。

2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する内容を遵守しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年度の予算に係る大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金から適用する。

【別紙1】

構成員一覧表

	施設名	代表者	所在地	担当者職・氏名	担当者連絡先 (電話番号)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※ 補助金申請に係る代表施設は備考欄にその旨記載すること

【別紙2】

## 誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

### 記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員が役員となっている事業者

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

(7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住所

\_\_\_\_\_  
(ふりがな)

氏名

\_\_\_\_\_  
生年月日(明治・大正・昭和・平成) 年月日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等々旨の制約をお願いしています。

第1号様式（第4条関係）

年度大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金交付申請書

第 年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年度において、下記のとおり大分県福祉避難所連携体制構築支援事業を実施したので、補助金 円を交付されるよう、大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 構成員一覧表（別紙1）及び誓約書（別紙2）
- (4) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第4条、第10条関係）

事業計画（実績）書

グループ名 （ ）

（単位：円）

事業内容	事業完了予定日	補助対象経費	県費補助額	備考
①福祉避難所グループの設置				
②事前計画の作成				
③開設運営訓練の実施				
④その他				
合計		0	0	

※上表中「事業完了予定日」について、事業実績書として提出する場合は「事業完了日」とすること。



第4号様式（第5条関係）

年度大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金変更承認申請書

第 年 月 号  
日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け、第 号で交付決定通知のあった年度大分県福祉避難所連携体制構築支援事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

※ 3添付書類（1）事業計画書（第2号様式）及び（2）収支予算書（第3号様式）については、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

第5号様式（第5条関係）

年度大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

第 年 月 日  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け、第 号で交付決定通知のあった 年度大分県福祉避難所連携体制構築支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

第6号様式（第6条関係）

年度大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金交付決定通知書

第 年 月 日  
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- (11) 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
  - ア. 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（購入品目・場所・構造・規模の変更以外の変更等）
  - イ. 補助対象経費の20パーセント以内の増減又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減ただし、補助金の額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更委の範囲に含まれる。この場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

第6号-1様式（第6条関係）

年度大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で変更承認申請のあった 年度大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- (11) 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
  - ア. 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（購入品目・場所・構造・規模の変更以外の変更等）
  - イ. 補助対象経費の20パーセント以内の増減又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減  
ただし、補助金の額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更委の範囲に含まれる。この場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

第7号様式（第9条関係）

年度大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金交付請求書

第 年 月 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

補助金交付 決 定 額	既受領額	今 回 請 求 額	残 額	事業完了予定 (完了)年 月 日	備 考
円	円	円	円		

第8号様式（第10条関係）

年度大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金実績報告書

第 年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県福祉避難所連携体制構築支援事業について、下記のとおり実施したので、大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) 収支精算書（第9号様式）
- (3) 証拠書類の写し
- (4) 事前計画
- (5) 訓練実施報告
- (6) その他知事が必要と認める書類

## 収 支 精 算 書

1 収入

（単位：円）

項 目	精算額	予算額	増減	備 考
県費補助金				
市町村費				
その他				
計				

2 支出

（単位：円）

項 目	精算額	予算額	増減	備 考
計				

第10号様式（第11条関係）

年度大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金の額の確定通知書

第 年 月 日  
年 月 日

市町村長名 殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金実績報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、大分県福祉避難所連携体制構築支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。